

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年
内閣府、厚生労働省、法務省、
 文部科学省、国土交通省、農林水産省、
 経済産業省、環境省 令第一号）

改正案	現行
<p>（計算書類に関する公告事項）</p> <p>第八十三条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による官報による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（吸収合併消滅法人又は吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。）が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十八条第一項又は第二項の規定（同法第九十九条において準用する場合を含む。）により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電子公告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）により公告をしているときは、同法第三百一条第二項第十五号イ又は第三百二条第二項第十三号イに掲げる事項</p> <p>二（略）</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が一般社団</p>	<p>（計算書類に関する公告事項）</p> <p>第八十三条 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第六十五条の二十四第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による官報による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象法人（吸収合併消滅法人又は吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。）が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十八条第一項又は第二項の規定（同法第九十九条において準用する場合を含む。）により公告をしている場合 次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電子公告（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）により公告をしているときは、同法第三百一条第二項第十七号イ又は第三百二条第二項第十五号イに掲げる事項</p> <p>二（略）</p> <p>二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象法人が一般社団</p>

法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十八条第三項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとっている場合 同法第三百一条第二項第十三号又は第三百一条第二項第十一号に掲げる事項

三丁五（略）

法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十八条第三項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとっている場合 同法第三百一条第二項第十五号又は第三百一条第二項第十三号に掲げる事項

三丁五（略）